官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
一　○パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七六）
二　○エチオピア連邦民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同七七）
三　○コンゴ民主共和国におけるタンガニーカ州における社会的結束及び治安強化を通じた平和構築支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同七八）
四　○ブータン王国政府に対する贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同七九）
五　○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二六七～二七七）
六　○特別母樹林の指定を解除する件（同二七八）
六　○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（国土交通三三三、三三四）
六　○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同三三五）
六　○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（防衛五八）
六　○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局五四）
七　○道路に関する件（同五五）
七　○道路に関する件（近畿地方整備局一一）

〔国会事項〕
八　内閣

〔人事異動〕
八　内閣

〔叙位・叙勲〕
八　労働

〔皇室事項〕
九　船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中部運輸局最低賃金公示一）

〔官庁報告〕
九　除籍が滅失した件（法務省告示配三三）
九　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同三四）

〔公　告〕
九　官庁
九　渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任、渡良瀬川中央土地改良区連合の定款変更の認可、建設業の営業の停止命令関係
九　裁判所
九　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
九　会社その他

その他告示

○外務省告示第七十六号

令和八年二月九日にコロールで、パラオ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラオ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億円
3　署名者
日本側　笠原謙一在パラオ大使
パラオ側　グスタフ・アイタロー国務大臣
令和八年三月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第七十七号

令和八年二月六日にアディスアベバで、エチオピア連邦民主共和国における選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　選挙支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億七千百万円
3　署名者
日本側　柴田裕憲在エチオピア大使
国際連合開発計画側　サミュエル・グバイデ・ドー在エチオピア事務所代表
令和八年三月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第七十八号

令和八年二月十二日にキンシャサで、コンゴ民主共和国におけるタンガニーカ州における社会的結束及び治安強化を通じた平和構築支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　タンガニーカ州における社会的結束及び治安強化を通じた平和構築支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億九千五百万円
3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日

4　署名者
日　本　側　小川秀俊在コンゴ民主共和国大使
国際移住機関側　アレクサンドラ・シンプソン在コンゴ民主共和国事務所代表

令和八年三月三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第七十九号

令和八年二月六日にニューデリー（インド）で、ブータン王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億八千万円
3　贈与の供与期限　令和十年二月二十八日
4　署名者
日　本　側　小野啓一在ブータン大使（インドにて兼轄）
ブータン側　タシ・ペルドン駐日ブータン臨時代理大使（インドにて兼轄）

令和八年三月三日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県佐久市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上伊那郡辰野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、辰野町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
辰野町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県上高井郡高山村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
高山村（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県長浜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市小川町上平字光平七六の三、小川町柴原字粟畠一一八から一二一まで、一四二の二から一四二の五まで、一四二の七から一四二の二〇まで、小川町上小川字根本五八の九、五八の七七、五八の七八、五八の八二、五八の八三、五八の七九、五八の一〇一から五八の一〇四まで、五八の三五八から五八の三七〇まで、字高崎一五一の一一、一五一の三〇六、一五一の五九〇から一五一の六二五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県本宮市白岩字塩ノ崎三、八八二の七、八八二の一〇から八八二の一二まで、八八二の一四から八八二の二一まで、八八二の二九、一〇七七から一〇九一まで、一〇九二の一から一〇九二の四まで、一〇九三から一一〇三まで、字田中一の一、三一七の一、三一七の九、三一九、三二一、字大岩入一一八の二、一四六の一四から一四六の一六まで、一四六の二七、一四六の三〇、一五三の二、一五三の一二、一五四の三、一五四の四、一五四の七、一五四の三三、一七五、一八二、一九一、字竹ノ作三七三の二、三七五の二、三九三、三九五の二、四一四の一、四一四の三、四一四の四、四六一の二、四九〇の一〇、四九〇の一一、四九〇の一六、四九〇の四二、五〇四から五一一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び本宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字豊成字高畑四二七五から四二七七まで、四二七八の一、四二七八の二、四二七九から四二八九まで、四二九二、四二九三、四二九四の一、四二九四の二、字奥田四七二七の一、字牧ノ上六七四七、字太平六七四八、字外高畑六七四九の一、六七四九の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字弥五島字和田居村四四三の一、四四四から四四九まで、四五〇の一、四五〇の二、四五一の一、四五一の二、四五二、四五三、四五五から四五七まで、四五九、四六〇、四六二から四六五まで、字小桑窪五六六八から五六八七まで、字上ノ山四九七七、四九七八の二、四九七八の三、四九七八の五から四九七八の九まで、四九七八のイ、四九七八のニ、四九七九から四九八〇まで、五六〇五から五六一九まで、五六二〇の二、五六二〇のイ、五六二一から五六二七まで、五六三の三・乙一六五五の二・乙一六五六の三・乙一六五八の三・乙一六五八の四・乙一六五九の三・乙一六六〇の三・乙一六七五の二から乙一六七五の四まで（以上十一筆国有林）、乙一六五三の一、乙一六五四のイ、乙一六五五の一、乙一六五七、乙一六五八の一、乙一六五八の二、乙一六五九の二、乙一六六〇の一、乙一六六〇の二、乙一六六一から乙一六六六まで、乙一六六七の一から乙一六六七の六まで、乙一六六七の八、乙一六六八から乙一六七四まで、乙一六七五の一、乙一六七五の一一まで、乙一六七五の五から乙一六七六まで、乙一六八三から乙一六八四の一、乙一六八四の二、乙一六八四の四、乙一六八四の五から乙一六九四まで、乙一六九五の一から乙一六九五の四まで、乙一六九六から乙一六九八まで、乙一六九九の一、字松沢山乙一五九二、大字大内字六石山一四四九の一五、大字高薄字石切沢山乙一三七三の一、乙一三七四の一、乙一三七六、乙一三七七、乙一三八七から乙一三九一まで、字梅ノ木沢山乙一三七〇から乙一三七二まで、字峠甲二一五六、甲二一五七、甲二一六〇、甲二一六三から甲二一六六まで、甲二一六七の二、甲二一六八から甲二一七一まで、甲二一七三から甲二一七七まで、甲二八〇六、甲二八〇八、字薄窪甲二三一〇の一、甲二三一一、甲二三一四、甲二三一五、甲二三一七、甲二三一八、字川向甲二三一九から甲二三二一まで、甲二三二〇の二、甲二八一六、甲二八二四の一、字後山甲一〇二〇、甲一〇二二、甲一〇二三、甲一〇二八から甲一〇四六まで、甲一〇四七の二、甲一〇四八から甲一〇五三まで、甲一〇五七から甲一〇六〇まで、甲一〇七〇の一、甲一〇七〇の四から甲一〇七〇の七まで、甲一〇七〇の一六、甲一〇七〇の一七、甲二七四八から甲二七五〇まで、甲二七五二から甲二七六まで、甲二七六八の一、甲二七六八の五から甲二七六八の八まで、甲二七六八の一〇、大字新開字口沢乙二〇七、乙二〇九の二、乙二一〇の一から乙二一〇の四まで、乙二一九、乙二二〇、乙二二一の一、乙二二一の二、乙二二二の一、乙二二二の二、乙二二三、乙二二四、乙二二五の一から乙二二五の三まで、乙二二六から乙二三三〇まで、乙二三一の一から乙二三一の四まで、乙二三四の一から乙二三四の一二まで、大字栄富字上ノ山丁九三七の一、丁九三九から丁九四一まで、丁九五五の一、丁九五六から丁九五八まで、字新天丁八七の一、丁八八から丁九〇まで、丁九一の一から丁九一の三まで、丁九二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三沢山乙一六七五の一・乙一六九五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、乙一六六三から乙一六六六まで、乙一六七〇の一から乙一六七〇の六まで、乙一六七〇の口、乙一六八四の二、乙一六八四の四の一、乙一六八四の二、乙一六八四の口、乙一六八五から乙一六九四まで、字

六石山一四四九の一五、字石切沢山乙一三七六、乙一三九一（次の図に示す部分に限る。）、字峠甲二一六七の一・甲二一六八・甲二一六九・甲二一七一・甲二一七四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、甲二一七〇、字薄窪甲二三一五・甲二三一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、甲二三一八、字梅ノ木沢山乙一三七〇・字口沢乙二三四の一・字川向甲二二一九・甲二三二一・甲二八二四の一・字上ノ山丁九三七の一・丁九三九・丁九五六・丁九五八・字新天丁八七の一・丁九一の三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字豊成字湯ノ口六五〇四、六五〇五、六五一九から六五二一まで、字頓平五七八七の一、五七九〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町上竹田七三字榿木谷五から九まで、一一、一二の一、一二乙、一三の一、一三の二、一四の一から一四の五まで、一四の一三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条一項の規定に基づき、次のように特別母樹林の指定を解除するので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	解除本数	解除面積	解除の理由	所有者等の氏名又は名称及び住所
特四五―一	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林から	すぎ	長野県南佐久郡川上村大字秋山字西毛木場五一四二の二	三六八本	一四・〇ヘクタール	指定理由が消滅したため	長野県南佐久郡川上村大字梓山一六五六 秋山両区代表　鷹野幸喜
特四五―二	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林から	すぎ	長野県南佐久郡川上村大字秋山字西毛木場五一四二の一	三六八本	一四・〇ヘクタール	指定理由が消滅したため	長野県南佐久郡川上村大字梓山一六五六 秋山両区代表　鷹野幸喜
特四五―三	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林から	すぎ	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一五四八の一、五四八の二、五五三の一、五五三の二	七〇八本	五・〇ヘクタール	指定理由が消滅したため	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地　宗教法人金剛峯寺
特四五―四	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林から	すぎ	徳島県那賀郡那賀町木頭折宇池野河内四四の一	一九一本	九・八〇ヘクタール	指定理由が消滅したため	東京都港区新橋一―一〇―一四二〇二―一―一　和田友良
特四五―五一	昭和四十六年三月三十日	特別母樹林から	すぎ	徳島県海部郡海陽町井宇川又一八六	三二四本	九・六〇ヘクタール	指定理由が消滅したため	東京都千代田区丸の内二丁目七番二号　株式会社ＳＯＡＢＬＥＬフォレスト
特四六―四	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林から	すぎ	秋田県男鹿市北浦真山字水喰沢六〇	七八三本	五・〇八ヘクタール	指定理由が消滅したため	秋田県男鹿市北浦真山字水喰沢九七　宗教法人真山神社
特四六―一一	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林から	すぎ	富山県富山市小原字中の瀬割一一の一、一一の二、一一の三、一一の九	七〇九本	八・三六ヘクタール	指定理由が消滅したため	富山県富山市本郷町二―一三　北野勤
特四六―一四	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林から	すぎ	京都府綾部市故屋岡町字大内五、六	一八七本	一九・二ヘクタール	指定理由が消滅したため	大阪府大阪市中央区本町二丁目一番六号　筋本町セントビル八階　株式会社中江産業
特四六―一五	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林から	すぎ	兵庫県佐用郡佐用町船越八七七、八七七の七、八七七の一五	一七本	三・五ヘクタール	指定理由が消滅したため	兵庫県佐用郡佐用町船越八七七　瑠璃寺
特四六―一八	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林から	すぎ	兵庫県養父市八鹿町石原字妙見一一六七五の六	五八本	三・七ヘクタール	指定理由が消滅したため	兵庫県養父市八鹿町石原一―七　草神社

特四六―一九	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林すぎ	兵庫県養父市八鹿町石一ヘクタール	消滅したため指定理由が	一三・七	一本	兵庫県養父市八鹿町石原字妙見の五一一	兵庫県養父市安井五一一長栄	兵庫県養父市八鹿町石原四五一〇番地
特四六―二〇	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林すぎ	兵庫県養父市鵜縄の字妙五田六四の一	消滅したため指定理由が	一・〇ヘクタール	六五本	兵庫県養父市安井五九一長栄	兵庫県養父市安井五一一長栄	兵庫県養父市八鹿町石原四五一〇番地
特四六―二一	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林すぎ	兵庫県多可郡香美町小代字岡七宮の一一一	消滅したため指定理由が	〇・〇九ヘクタール	八本	兵庫県多可郡香美町小代字岡九七宮の一一一	兵庫県多可郡香美町小代岡九神社	兵庫県養父市八鹿町石原四五一〇番地
特四六―二三	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林すぎ	島根県益田市匹見町紙祖口五四一	消滅したため指定理由が	三一・六三ヘクタール	五一六六本	大阪府大阪市西区南堀江三丁目一六―三	兵庫県多可郡香美町小代岡九神社	兵庫県養父市八鹿町石原四五一〇番地
特四六―二五―一	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林すぎ	岡山県真庭郡新庄村字田浪四三二九一	消滅したため指定理由が	三・一一ヘクタール	二三五本	岐阜県岐阜市長住町五丁目八番地六株式会社	兵庫県養父市安井五九一長栄	兵庫県養父市八鹿町石原四五一〇番地
特四六―二七	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林すぎ	広島県廿日市市吉和字日一四八三の四一五	消滅したため指定理由が	一〇・〇二ヘクタール	二九一六本	広島県呉市広多賀谷三丁目一番一号株式会社中国木材	兵庫県多可郡香美町小代岡九神社	兵庫県養父市八鹿町石原四五一〇番地
特四七―一	昭和四十七年三月二日	特別母樹林すぎ	秋田県横手市大沢字上庭当田一二	消滅したため指定理由が	一・三ヘクタール	三一本	秋田県横手市大沢字上庭当田三七	秋田県湯沢市相川字岸ヶ沢二	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三
特四七―三	昭和四十七年三月二日	特別母樹林すぎ	秋田県湯沢市相川字岸ヶ沢二	消滅したため指定理由が	一・二四ヘクタール	一一二本	秋田県湯沢市相二丁目四―八京野秀夫	秋田県湯沢市高松字沼の沢一一二五遠田直貴	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三
特四七―四	昭和四十七年三月二十九日	特別母樹林すぎ	秋田県湯沢市高松字沖の沢山二	消滅したため指定理由が	一・九五ヘクタール	一二〇本	秋田県湯沢市高松字沼の沢一一二五遠田直貴	東京都江東区豊洲六―三―一一―二七一〇伊藤直貴	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三
特四七―五	昭和四十七年五月二日	特別母樹林すぎ	秋田県由利本荘市中田字小又下五〇、川原五一	消滅したため指定理由が	二・三六ヘクタール	一六四本	東京都江東区豊洲六―三―一一―二七一〇伊藤直貴	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三
特四七―六	昭和四十七年五月二日	特別母樹林すぎ	秋田県湯沢市秋田県仙北郡美郷町千畑字巻明戸九二	消滅したため指定理由が	〇・五三ヘクタール	一六八本	秋田県湯沢市秋田県仙北郡美郷町千畑字巻明戸八二六	秋田県湯沢市秋田県仙北郡美郷町千畑字巻明戸八二六	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三
特四七―八	昭和四十七年五月十九日	特別母樹林すぎ	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三	消滅したため指定理由が	〇・七三ヘクタール	七五本	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三	秋田県湯沢市秋の宮字大桑沢六一の三

○国土交通省告示第三百三十三号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月三日

国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年二月十二日	有限会社伊万里自動車教習所	佐賀県伊万里市立花町九三九番地二	貨物軽自動車安全管理者講習

特四七―九	昭和四十七年三月二日	特別母樹林すぎ	秋田県東秋田郡雄勝町椿川字成瀬の逆川二	消滅したため指定理由が	一・五八ヘクタール	一三六本	秋田県秋田市楢山南新町下丁二―二一田隆一	福井県三方郡美浜町新庄二八三一字奥能登又一	福井県三方郡美浜町新庄二八三一字森
特四八―一二	昭和四十年四月二日	特別母樹林すぎ	福井県三方郡美浜町新庄二八三一字奥能登又一	消滅したため指定理由が	七・八ヘクタール	三六〇本	福井県三方郡美浜町新庄二八三一字森	福井県三方郡美浜町新庄二八三一字森	福井県三方郡美浜町新庄二八三一字森
特四八―二一	昭和四十八年四月二日	特別母樹林あかまつ	鳥取県西伯郡大山町赤二字松三三、蒲二一	消滅したため指定理由が	三・二ヘクタール	五一一本	鳥取県西伯郡大山町赤二字松三三、蒲二一	鳥取県西伯郡大山町赤二字松三三、蒲二一	福井県三方郡美浜町新庄二八三一字森
特四八―二三	昭和四十八年四月二日	特別母樹林くろまつ	島根県隠岐郡隠岐の島町布施一一〇	消滅したため指定理由が	〇・七ヘクタール	三本	島根県隠岐郡隠岐の島町布施一一〇	鳥取県西伯郡大山町赤二字松三三、蒲二一	福井県三方郡美浜町新庄二八三一字森
特四八―二五	昭和四十八年四月二日	特別母樹林すぎ	広島県廿日市市吉和字日一四八三の四一五	消滅したため指定理由が	四・四ヘクタール	一〇二七本	広島県廿日市市吉和字日一四八三の四一五	島根県隠岐郡隠岐の島町布施一一〇	鳥取県西伯郡大山町赤二字松三三、蒲二一
特四八―二六	昭和四十八年四月二日	特別母樹林すぎ	広島県廿日市市吉和字日一四八三の四一五	消滅したため指定理由が	四・五九ヘクタール	一四六二本	広島県廿日市市吉和字日一四八三の四一五	広島県廿日市市吉和字日一四八三の四一五	島根県隠岐郡隠岐の島町布施一一〇
特四八―三七	昭和四十八年五月十日	特別母樹林すぎ	石川県小松市日用町タ三の一四、三の一小一	消滅したため指定理由が	〇・二八ヘクタール	一三三本	石川県小松市日用町山口一〇ハ子	広島県廿日市市吉和字日一四八三の四一五	広島県廿日市市吉和字日一四八三の四一五
特四八―三八	昭和四十八年五月十日	特別母樹林すぎ	石川県白山市白峰二七甲一	消滅したため指定理由が	〇・〇六ヘクタール	二八本	石川県金沢市長坂三丁目五―一四岸大樹	石川県白山市白峰二ニ地一番四六株式会社タナオックスホールディングス	石川県白山市桑島二号二四の一
特四八―三九	昭和四十八年五月十日	特別母樹林すぎ	石川県白山市桑島二号二四の一	消滅したため指定理由が	〇・三ヘクタール	七二本	石川県白山市白峰二ニ地一番四六株式会社タナオックスホールディングス	石川県白山市白峰二ニ地一番四六株式会社タナオックスホールディングス	石川県白山市桑島二号二四の一

○国土交通省告示第三百三十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月三日

国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年二月十二日	学校株式会社アジマ自動車	長野県下伊那郡高木村三五三三番地	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第三百三十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月十三日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―826号	表面仕上材（表面床張り材）	ハイテックスＥＦソファⅢ	株式会社神戸タフ興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目１番20号

○防衛省告示第五十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年二月二十七日次のとおり決定された。

令和八年三月三日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇七三	松島飛行場	東松島市	国有	保全上必要な施設：約四、六〇〇平方メートル

管理：自衛隊法第三条第二項に規定する自衛隊の管理をいう。

使用期間：令和八年三月一日から同月三十一日まで

施設：航空自衛隊松島基地の一部

位置：航空自衛隊松島基地内及び協定第四条第一項(b)の提供施設と連接する地域

用地としての使用：追加提供施設の適用

提供：協定第二条第一項の規定により合衆国が使用を許される施設及び区域として提供されること。

○関東地方整備局告示第五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年三月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

第１　起業者の名称　群馬県

第２　事業の種類　一般国道353号改築工事及び一般国道145号改築工事（上信自動車道・吾妻東バイパス）並びにこれらに伴う町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　群馬県吾妻郡東吾妻町大字奥田字宮裏及び字道上、大字新巻字柳沢及び字宮腰、大字小泉字前山、字原貝戸、字中沢、字堀ノ内、字山根及び字池ノ沢、大字植栗字中畝、字沢ノ上、字山根及び字鹿島峰、大字岩井字寺沢窪、字寺沢及び字山根、大字川戸字園辺、字神林及び字七沢、大字金井字水頭山及び字水頭地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県吾妻郡東吾妻町大字箱島字宮貝戸地内の箱島インターチェンジから同町大字川戸字神園地内の川戸・原町インターチェンジまでの延長9.78㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道353号改築工事及び一般国道145号改築工事（上信自動車道・吾妻東バイパス）並びにこれらに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道353号改築工事及び一般国道145号改築工事（上信自動車道・吾妻東バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である群馬県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道353号及び一般国道145号はともに道路法第74条の規定による認可を受けていること、また、関連事業の施行に際し必要な町道管理者の同意を得ていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道353号は、群馬県桐生市を起点とし、同県吾妻郡中之条町を経由し、新潟県柏崎市に至る延長182.2㎞の路線である。一方、一般国道145号は、群馬県吾妻郡長野原町を起点とし、同県同郡中之条町を経由して同県沼田市に至る延長51.4㎞の路線である。

両路線は、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村及び東吾妻町の６町村で構成される吾妻地域と、群馬県渋川市及び桐生市を、また、群馬県沼田市を結ぶ地域社会を支える重要な主要幹線道路であるとともに、一般国道17号や一般国道120号と相互に連絡することで、関越自動車道や上信越自動車道へのアクセス路線でもあり、日本有数の生産量である吾妻地域のキャベツ等の物流、草津温泉等の温泉地及びスキー場等へのアクセスなど、広く利用されている路線である。

しかしながら、本件区間に対応する当該路線（以下「現道」という。）は、地域内交通と通過交通が輻輳していることから、一部区間において交通混雑や交通事故が発生している。

令和３年度全国道路・街路交通情勢調査によると、本路線と並行する主要地方道渋川東吾妻線の自動車交通量は、東吾妻町岩井1017地内で12,548台／日であり、混雑度は1.31となっている。

さらに、本件区間に対応する現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する車線幅員、最小曲線半径を満たさない区間が複数存在しているほか、自然災害の発生時には通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、供用予定である上信自動車道の他の区間と併せ、既に供用済みである上信自動車道箱島インターチェンジと群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村地内の厚田インターチェンジと連絡することで、群馬県内西方向の交通を担う広域的な道路ネットワークが形成され、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害の発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和５年から７年に、同法等に準じて任意で自動車の走行に係る大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気、振動及び低周波音については、環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装を行うことで環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

このほか、起業者は本件事業の施工にあたり、大気質、騒音、振動及び水質に配慮して施工することとしている。

同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める特別天然記念物のカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハヤブサ、サンショウクイ、準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエル、コオイムシ、クロゲンゴロウ、ヤマメ、カジカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているイトモ、ナガミノツルキケマン、エビネ、ツメレンゲ、トキホコリ、サクラソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息及び生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。

主な保全措置として、エビネ及びサクラソウは、学識経験者の指導助言を受けながら最適な移植先を選定のうえ移植することとし、トウキョウダルマガエルについては、側溝に落下した場合でも脱出できるよう、側溝側面へのネット等の設置を行うなどの環境保全措置を起業者は実施することとしている。

なお、起業者は工事の実施に際して濁水対策を講じるとともに、改変箇所及びその周辺において重要な種の生息・生育が確認された場合には、専門家の助言を踏まえ、必要な追加保全措置を適切に実施することとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が13箇所存在するが、そのうち10箇所については既に記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る３箇所についても群馬県教育委員会と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の施行方法については、まずインターチェンジの位置を地域の幹線道路網と一体となった効率的なネットワークを形成する観点から、関連するアクセス道路の規格、地域住民の利用の便宜等を総合的に勘案し設定している。

次に、本件区間におけるルートについては、一部区間（群馬県吾妻郡東吾妻町大字植栗字鹿島峰地内の植栗・中之条インターチェンジから川戸・原町インターチェンジ）は、平成30年８月17日付け群馬県告示第234号で変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているものであり、植栗・中之条インターチェンジから既に供用を開始している箱島インターチェンジ間について、３案による検討が行われている。ルートの決定にあたっては、社会的影響、施工性、走行性及び経済性の諸条件に基づき、総合的に検討した結果、支障物件が最も少なく、施工性や経済性において優位である申請案が最も合理的な案と認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本路線に並行する道路は交通混雑が発生しているほか、現道は自然災害による通行止めが行われており、本件事業により現道等の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。また、東吾妻町を含む３市４町２村で構成される上信自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

群馬県吾妻郡東吾妻町役場（建設課）

○関東地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	桜相模野原市緑区七ヶ野字桜野七一四番二から同市緑区吉野字吉野七一四番二まで	武関東地方整備局及び同局相模原国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月三日

○近畿地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　八号及び三百三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
本長浜市木之本町大音字工藤一八七〇番から同市木之本町大音字堂本前一六三一一番まで	前	一一六・九メートル	〇・〇キロメートル
	後	一四六・二メートル	〇・三六六メートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

二月二十七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

辞令

衆議院参事に任命する

議長秘書を命ずる（二月二十七日）

（国際部渉外課長）衆議院参事　照内　朗人

願により本職を免ずる（二月二十八日）

参議院

議案受領（予備審査）

二月二十七日内閣から次の議案が送付された。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七号）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）

人事異動

内閣

財務大臣秘書官に任命する

財務大臣秘書官　山崎　規恵

願に依り本官を免ずる（以上二月十八日）

財務大臣秘書官　源平　尚人

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

宇都宮勝敏　笠原　寅一

近藤　朝男　清水　潔

中陳　馨　藤田　博信

正六位に叙する（各通）

大友　勇　河野　純也

齋藤　隆彦　高橋　照

高橋　貢　東　敏和

従六位に叙する（各通）

一戸　修　河野　和夫

崔岡　作男　高橋　正晴

正七位に叙する（各通）

星　辰雄　茂原　賢充

従七位に叙する（各通）（以上一月二十二日）

永井　博　長田　幸雄

従四位に叙する

川島　敏昭　湯村　明裕

従五位に叙する（各通）

阿部　仁州　小丸　源一

正六位に叙する（各通）

秋本　一幸　飯塚　哲也

上原　専禄　岡田　勇

榊原　繁雄　志賀　英隆

宮瀬　英雄　村田甚之助

従六位に叙する（各通）

岡本　政一　稲川　英之

垣内　光義　鎌田　紘壽

正七位に叙する（各通）

川口　朝市　松山　正人

竹迫　則男　押久保忠夫

従七位に叙する（各通）（以上一月二十三日）

（鈴鹿工業高等専門学校名誉教授）

勝田　叡　佐藤　正弘

従四位に叙する

成尾　政美　山崎　侑一

正五位に叙する（各通）

上尾　信二　福田　道治

小山　菊雄　小関　廣明

従五位に叙する（各通）

大丸　康人　光川　清士

正六位に叙する（各通）

岡野徳一郎　木田　憲之

安達　功　小田原制子

北倉　弘之　瀬川　修

山本　一夫　熊谷　長司

従六位に叙する（各通）

小柴　憲夫　須田　康

正七位に叙する（各通）

（千葉市消防司令）

田畑　喜之　渡部　義幸

従七位に叙する（各通）（以上一月二十四日）

平林　和男　山脇　康典

従四位に叙する

岡部　誠一　小玉　慶

正五位に叙する

千葉　齊　橋川　充雄

従五位に叙する（各通）

土橋　孝司　中村　邦彦

正六位に叙する（各通）

吉岡　徹郎　伊東　宏一

（沼津市議会議員）

菊池　眞紀　佐藤　純男

杉山　英樹　夏目　則和

従六位に叙する（各通）

大島　三郎　須田　芳雄

正七位に叙する（各通）

近内　利平　佐藤　亮一

従七位に叙する（各通）（以上一月二十五日）

孝治　阿達　小原　健二

従五位に叙する

正六位に叙する

荻野　一男　杉谷　幸雄

中川　公夫　本多　惠公

従六位に叙する（各通）

（検察事務官）

小川　久一　植村　仁是

正七位に叙する（各通）

中嶋　吉春　吉田　常雄

従七位に叙する（以上一月二十六日）

濱中　啓一　高橋　勝彦

正五位に叙する

大森　道夫　林　孝一

従五位に叙する（各通）

正六位に叙する

池田　敏雄　稲葉　穆

加藤　勝也　檀原　彰夫　恩田　廣文

松本　武人　野中　平

従六位に叙する（各通）

塩見　和己　渡部　喜一

正七位に叙する（各通）（以上一月二十七日）

米良　敬　西　親教

正五位に叙する

遠崎　義夫　冠者　信男　山田　友幸

正六位に叙する

五十嵐正春　大坪　敏明　鶴見　英雄

従六位に叙する（各通）

野々部　修　和田　進一　清水　欽一

正七位に叙する（各通）

今野　裕之　白山　紀道

従七位に叙する（以上一月二十八日）

○叙勲

笠原　寅一　坂野　茂実

正七位に叙する（各通）（一月二十九日）

旭日単光章を授ける（常総市議会議員）

旭日単光章を授ける（以上一月二十二日）

安達　功　江本　浩二

旭日双光章を授ける（一月二十四日）

（沼津市議会議員）

旭日双光章を授ける

（北海道中頓別町議会議員）

細谷　久雄　大塚　光央

旭日単光章を授ける（以上一月二十五日）

竹内　和義　岩田　剛

旭日双光章を授ける（一月二十六日）

遠崎　義夫　才野　俊夫

旭日単光章を授ける（以上一月二十七日）

敏和　東　茂原　賢充

旭日双光章を授ける

河野　和夫　湯村　明裕　吉田　優

宇都宮勝敏　宮下　寛彦

藤田　博信　高橋　正晴　高橋　貢

森田　利夫

旭日単光章を授ける（以上一月二十八日）

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十二日）

瑞宝小綬章を授ける　川島　敏昭
瑞宝双光章を授ける（各通）　岡本　政一
瑞宝単光章を授ける（各通）　垣内　光義
瑞宝小綬章を授ける　秋本　一幸
瑞宝双光章を授ける（各通）　小丸　源一
瑞宝単光章を授ける（各通）　前田　喜正
瑞宝小綬章を授ける　押久保忠夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　横田　恭宏
瑞宝単光章を授ける（各通）　谷口　雄史
瑞宝小綬章を授ける　塩見　和己
瑞宝双光章を授ける（各通）　高橋　勝彦
瑞宝単光章を授ける（各通）　加藤　勝也
瑞宝小綬章を授ける　清水　五十嵐正
瑞宝双光章を授ける（各通）　野口　冠者
瑞宝単光章を授ける（各通）　山田　友幸
瑞宝小綬章を授ける　大坪　敏明
瑞宝双光章を授ける（各通）　上原　専禄
瑞宝単光章を授ける（各通）　川口　朝市
瑞宝小綬章を授ける　遠藤　隆文
瑞宝双光章を授ける（各通）　山本　憲之
瑞宝単光章を授ける（各通）　木田　一夫
瑞宝小綬章を授ける　尾　信二
瑞宝双光章を授ける（各通）　瀬川　修
瑞宝単光章を授ける（各通）　加藤　行雄
瑞宝小綬章を授ける　上　憲
瑞宝双光章を授ける（各通）　須田　芳雄
瑞宝単光章を授ける（各通）　岡部　誠一
瑞宝小綬章を授ける　佐藤　高次
瑞宝双光章を授ける（各通）　中村　邦彦
瑞宝単光章を授ける（各通）　辻田　未次
瑞宝双光章を授ける（各通）　大島　三郎
瑞宝単光章を授ける（各通）　小川　久二
瑞宝小綬章を授ける　坂本　植村　仁是
瑞宝双光章を授ける（各通）　田中　政明
瑞宝単光章を授ける（各通）　野村　弘
瑞宝小綬章を授ける　千葉　齊
瑞宝双光章を授ける（各通）　土橋　孝司
瑞宝単光章を授ける（各通）　杉山　英樹
瑞宝小綬章を授ける　渡部　義幸
瑞宝双光章を授ける（各通）　田畑　喜之
（千葉市消防司令）
瑞宝単光章を授ける（各通）　熊谷　長司
瑞宝小綬章を授ける　大丸　康人
瑞宝双光章を授ける（各通）　光川　清士
瑞宝単光章を授ける（各通）　竹迫　則男
瑞宝小綬章を授ける　金澤　賢治
瑞宝双光章を授ける（各通）　横田　恭宏
瑞宝単光章を授ける（各通）　前田　喜正
瑞宝小綬章を授ける　小丸　源一
瑞宝双光章を授ける（各通）　岡本　政一
瑞宝単光章を授ける（各通）　垣内　光義
瑞宝小綬章を授ける　秋本　一幸
瑞宝双光章を授ける（各通）　岡田　勇
瑞宝単光章を授ける（各通）　喜源　一
瑞宝小綬章を授ける　押久保忠夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　小丸　保史
瑞宝単光章を授ける（各通）　前田

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

令和８年３月４日から令和８年３月６日までの３日間

4　処分の原因となった事実　被処分者は、自社が元請として請け負った東京都内の空調設備工事現場において、労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するための必要な措置を講じなかった。これにより、令和４年３月10日に作業員（下請負人の従業者）が高所から墜落し、その後死亡した。

この件について被処分者及び監理技術者等が、令和７年３月19日付けで東京簡易裁判所から、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません
令和八年三月三日
茨城県神栖市奥野谷六一七〇番五五
（甲）神栖グリーンパワープラント株式会社　代表取締役　浜村　敏雄
茨城県神栖市奥野谷六一七〇番五五
（乙）神栖パワープラント合同会社
代表社員　一般社団法人神栖パワープラントホールディングス
職務執行者　浜村　敏雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割により、甲は乙の自動販売機等の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
効力発生日は令和八年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき、また、乙は会社法第七八四条第二項に基づき、共に株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一一九頁（号外第一七〇号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年三月三日
東京都台東区浅草五丁目一番一三号
（甲）ネオス株式会社
代表取締役　川本　正人
東京都渋谷区本町三丁目四七番一〇号
（乙）株式会社伊藤園
代表取締役　本庄　大介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｌｉｆｅ．Ｐｌｕｓ．Ｈｏｍｅ（住所鹿児島県霧島市国分姫城南九番三〇―一号）に対して当社の営む全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。なお、当社は、本新設分割の効力発生と同日に商号変更を予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のバイオマス発電事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三日
掲載頁　二頁
令和八年三月三日
鹿児島県霧島市国分姫城南九番三〇―一号
株式会社Ｌｉｆｅ　ｐｌｕｓ　ｈｏｍｅ
代表取締役　藏屋　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
東京都豊島区東池袋二丁目六二番八号ＢＩＧオフィスプラザ池袋一二〇六
こてら産業医事務所合同会社
代表社員　小寺　永章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階
合同会社スタジオゲート
代表社員　古賀　隆義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月六日であり、組織変更後の商号はＲａｓｈｉｋｕｌ株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
東京都江戸川区南小岩二丁目八番一五号
Ｒａｓｈｉｋｕｌ合同会社
代表社員　田中　啓介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
東京都渋谷区本町四丁目一二番一〇―九〇三号
合同会社ＥＶＥ
代表社員　蛯名　優人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
東京都八王子市三崎町四番一一号トーネンビル六ＦＢ
合同会社おトクＬＩＦＥ
代表社員　門田　昂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階
合同会社ＬｉｎＮｏａ
代表社員　吉澤　真美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ
合同会社ｅｅｋ
代表社員　岡田　直晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
神奈川県横浜市西区平沼二丁目七番二〇―一〇三号
合同会社ｉｃｅ
代表社員　相原　大地

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月三日
愛知県知立市山町北引馬野四番地一
ＥＥＣ合同会社
代表社員　松崎　哲志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日

兵庫県川辺郡猪名川町松尾台二丁目一番地

一一―Ｌ―一一〇

ＫＯＹＵ　ＬＩＮＫ合同会社

代表社員　朝原祐規子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日

福岡市博多区東比恵二丁目一三番一号東比恵ビル三〇一号　ＱＨＬ合同会社

代表社員　チャン・ティ・ミン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三日

東京都品川区西五反田八丁目一―一三ＧＢＳ―Ａ―八号　合同会社チャイルドケア

代表社員　橋本　寛子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億八百九十二万四千五百円減少し、一千万円とすることにいたしました。

なお、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合及び新株式が発行された場合には、当該新株予約権の行使に伴い株式が発行されること、及び新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分をあわせて減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年四月三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月三日

東京都千代田区麹町六丁目六番二号

ｎｏｔｅ株式会社

代表取締役　加藤　貞顕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月三日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

ブースト1株式会社

代表取締役　堀　新一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円、資本準備金の額を五千百万円減少し、それぞれ七百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月三日

愛知県稲沢市日下部東町一丁目七〇番

有限会社フォルテシモ

取締役　太田満里子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月三日

札幌市中央区南十七条西十三丁目一番三五―七〇二号　有限会社いつつじ

取締役　酒井　敬市

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月三日

東京都中央区銀座四丁目三番六号Ｇ４ＢＲＩＣＫＳＢＬＤ．四階

株式会社東京美髪芸術学院

代表取締役　米山　実

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月三日

横浜市中区翁町一丁目四番一号

株式会社Ｃ＆Ｐ

代表取締役　髙橋　篤

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和八年二月二十八日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年三月三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

２０１１０ＣＴ０７０７２５０６２０

コール・オプション限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和八年二月二十八日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年三月三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

２０１１０ＣＴ０７０７２５０６２０

コール・オプション限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年四月十五日付官報の号外第八十五号四十三頁に掲載されております。

令和八年三月三日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

バジル特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年四月二十一日付官報の号外第八十九号六十八頁に掲載されております。

令和八年三月三日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　アプリコット巣鴨特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年四月二十一日付官報の号外第八十九号六十八頁に掲載されております。

令和八年三月三日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　アプリコット木場特定目的会社

取締役　中村　武

正誤

ページ	段	行	誤	正
六	上	終りから二	第一号	第二号

平成二十四年四月二日文部科学省告示第七十二号（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項に基づく登録施設利用促進機関の名称及び利用促進業務を行う事務所の名称の変更の届出があった件）

（原稿誤り）